



平成30年11月発行

編集・発行
音更町農業委員会
42-2111



8月29日、音更町農業委員会では、町内を巡回し、作況調査及び農地パトロールを行いました

紙 面 案 内

- ・平成30年度作況調査及び農地パトロールの結果について …… P 2
- ・これから経営移譲をお考えの方へ …… P 2
- ・農業者年金に加入しましょう！ …… P 3
- ・農業者年金協議会からのお知らせ …… P 4
- ・現況届について …… P 4
- ・相続農地について …… P 4



毎日は大変。1ヶ月だと遅い。
そんなあなたに

まとめて読める！
週刊紙

- ①わかりやすい**農業・農政**の解説
- ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ③**くらしと地域**に活力を
- ④**女性**の元気を応援
- ⑤**文字**が大きく読みやすい

経営とくらしを応援!!

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込)

平成三十年年度作況調査及び 農地パトロールの結果について



平成三十年八月二十九日、音更町内の農地を巡回する「作況調査・農地パトロール」を実施しました。

作況調査は、農業委員が耕作する圃場を中心に、ビート・金時・小豆・大豆・馬鈴薯・長いも・かぼちゃの七作物目八品種を対象として実施しました。また、昨年と同様に予想反収等は出さず、生育状況の目視による確認により行っています。

結果は、「概ね良好」とした昨年から大きく変わり、下表のとおり「不良」とした作物が多くを占めています。これは長雨等悪天候の影響を大きく受けたことなどによるものです。

また、農地パトロールは、耕作されていない農地を確認し、土地の状況、所有者との交渉状況、今後の対応などを協議しました。

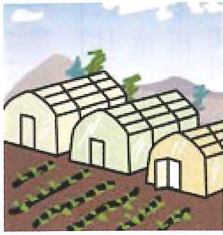
農地は限りある資源です。農業委員会は、今後も農地パトロールなどを通して、適切な利用がなされていない農地を把握し、所有者への指導を行うなど、優良農地の確保に努めてまいります。



大豆	平年並み。
ビート	平年並み。
馬鈴薯	平年並みだが、小粒の傾向がある。また、割れも多い。
かぼちゃ	不良気味で小玉傾向。
長いも	やや不良～平年並み。
小豆	著しい不良。個人差が大きく、山沿いでは特に不良。
金時	極めて不良。

～これから経営移譲をお考えの方へ～

①経営移譲の対象になる農地を確認する



どの耕作地・農地が経営移譲の対象になるのか確認しましょう。

②耕作している農地の名義を後継者、第三者へ変える

借りている農地だけではなく、自分の耕作している所有地も後継者、第三者へ貸し付ける必要があります。旧制度の加算付き年金を受給する場合は、65歳までに終える必要があります。

③共済、経営安定所得対策交付金、農業所得の申告名義を後継者に変更または、脱退する



※旧制度の加算付き年金を受給できるのは、生年月日が昭和32年1月1日以前の方に限られます。

農業者年金被保険者にとって重要なことは適正に経営移譲を行うことです。これまでの加入履歴から、等が六十歳未満であること、要します。遅くとも経営旧制度の場合、生年月日が昭和三十二年一月一日以前の人、新制度の場合、国からの補助を受ける「政策支援加入」により保険料を納付していた期間がある人は、通常より高い年金を受給できる可能性があります。要件は、①旧制度の場合、六十五歳までに経営移譲人によりますが、左図のと

すること（新制度の場合、おり年金受給の手続も含め、六十五歳を過ぎても可能）、対象農地、諸名義の確認②経営移譲を受ける後継者など、完了までに数カ月を要します。遅くとも経営移譲をしようとする二カ月前には、一度農業委員会事務局までご相談ください。また、農業委員会では、農業者年金を受給する人への説明会を開催し、希望者に向けた個別相談も実施していますので、ぜひそちらもご利用ください。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は、①年間六十日以上農業に従事する、②六十歳未満の、③国民年金第一号被保険者であれば、どなたでも加入することができます。

また、「積立方式」により、自身が積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とする安全な制度設計となっています。

何より、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。将来だけでなく、今からお得な農業者年金に加入しませんか。

農業者年金で生涯所得の確保を！



- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは…



の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいづれでも高額していただけます。加入期間が長くて保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。※脱退は自由ですが、脱退された場合でもそれまでに積み立てた保険料は、将来、年金として支払われます。

農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	加入年数	保険料月額	
		4万円の場合	6万7千円の場合
40歳	20年	男性 60万円 女性 51万円	101万円 85万円
	10年	男性 27万円 女性 23万円	45万円 38万円

※上のケースは、65歳までの運用利率が2.5%、65歳以降の予定利率が0.3%となった場合の試算です。別掲表は15年(平成28年度まで)の運用利率の平均は、年率2.77%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示(平成25年)の2009年度10.25%です。※各金額は単位未満を四捨五入し記載しています。



農業者年金協議会からのお知らせ

平成三十年六月二十七日、札幌市において、第三十九回北海道農業者年金協議会総会が開催され、音更町からは、農業者年金協議会を代表し、石川清光協議会会長が出席しました。

今年度音更町は、平成二十九年度の年金加入者推進活動において、全体の加入者数、二十〜三十九歳までの加入者数、女性の加入者数、以上全三部門において全国二位を記録し、総会において表彰を受けました。



表彰を受ける石川協議会会長

現況届について

農業者年金受給者の皆さまには、今年も現況届の提出にご協力いただき、ありがとうございます。六月の提出時期を中心に、全受給者の現況届を確認させていただくことができました。

現況届は、受給資格を確認する上で大切な届出です。届出がなされないと年金の支給が停止されてしまいます。毎年六月は現況届を提出する月です。来年も引き続きご協力をお願いします。

相続農地について

農地の所有者が亡くなられたことにより農地を相続した方は、農業委員会への届出が必要です。

なお、農地の所有者が亡くなっても、所有者が生前に耕作者と交わした賃貸借契約は有効です。貸主の地位も相続されますので、改めて契約を結び直す必要はありません。非農家の方が農地を相続し、耕作する方の当てがない場合は、農業委員会事務局へご相談ください。耕作されないまま放置する

相続等によって農地の権利を取得したときは…

「農業委員会への届出」が必要です!!

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしなければならぬことになりました!

制度の仕組み

届出が必要な者

農地法の許可を要せずに以下の理由で農地の権利を取得した者

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効

等

届出

農業委員会

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります!

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細等につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。

農業委員会だより

平成三十年十一月発行

広報委員長 石王雅士

広報委員(農政部会)

- 大場 隆明
- 高野 春夫
- 土田 純雄
- 茂古川 美則
- 白川 勝元
- 平尾 秀元
- 鈴木 英明
- 木野村



と病害虫の発生や雑草の繁茂など、周辺農地へ悪影響を及ぼすおそれがあります。農地所有者、周辺の耕作者ともに不利益を被らないよう農地の適切な管理をよろしくお願いします。詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。